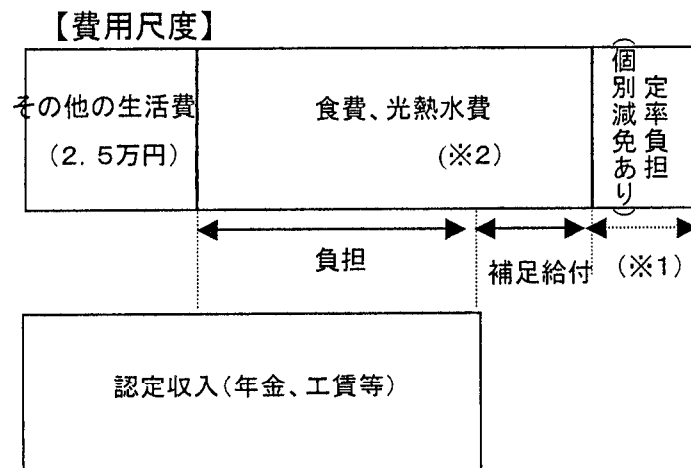


# (実費負担の軽減措置)

## ①入所施設における補足給付（食費・光熱水費の軽減措置）

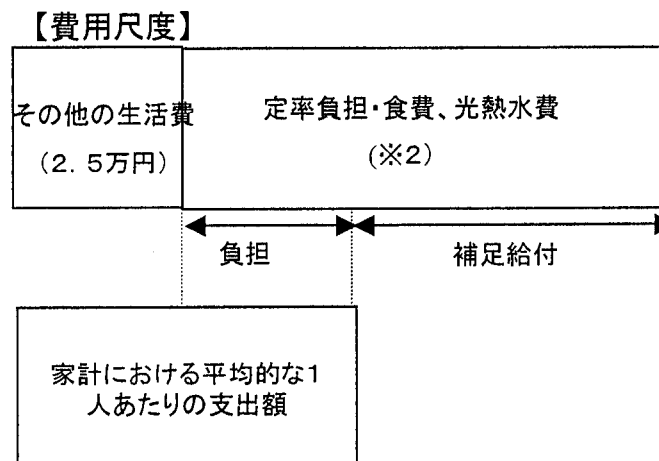
### ① 20歳以上の入所者に係る実費負担の軽減措置

- 食費や居住費以外の「その他の生活費」として一定の額が残るように、食費、光熱水費について補足給付を行う。
- 「その他生活費」の額については、2.5万円(平成21年度より2.1万円)とする。
- ※ 障害基礎年金1級の者、60歳以上の者等は3~5千円を加算。



### ② 20歳未満の入所者に係る実費負担の軽減措置

- 収入のない20歳未満の入所者の実費負担について、子どもを養育する一般の世帯において通常要する程度の費用(収入階層別の家計における平均的な一人あたり支出)の負担となるように補足給付を行う。
- 「その他生活費」の額については、2.5万円(平成21年度より2.1万円)とする。
- ※ 18歳未満の場合は、教育費として9千円を加算。



(※1)20歳以上の入所者に係る定率負担については、グループホームと同様の個別減免措置を講じる予定。  
 (※2)食費、光熱水費に係る補足給付を行う際の尺度として5.8万円(食費4.8万円、光熱水費1.0万円)を設定(今後、食事等に係るコストの実態に応じて3年ごとに見直すものとする)。

## (実費負担の軽減措置)

### ②通所施設等食費軽減措置

○新制度においては、通所施設、ショートステイ、デイサービスについては、定率負担のほか、食費が自己負担となる。

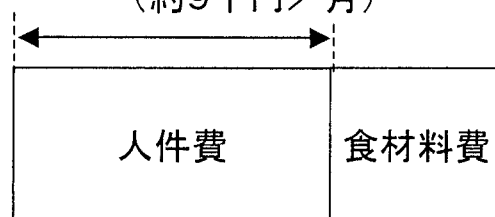
※ ショートステイ、デイサービスは、現行制度においても食費のうち食材料費が自己負担となっている。

○このため、施行後の概ね3年間、通所施設利用の低所得者(生活保護、低所得者1、低所得者2)について、食費のうち人件費相当分(1日約420円)を支給し、食材料費のみの負担とする減額措置を講ずる。

○なお、食費の実費については、利用者保護の観点から、施設が利用者に求めることができる費用の範囲を明確にした上で、その範囲内で、施設ごとに設定し、利用者と契約する仕組みとする。

<参考>実施後のおおむねの負担(通所施設、デイサービスの場合)

3年間支給 約420円/日  
(約9千円/月)



・現在の予算上は、食費約650円/日の単価であり、うち約230円/日が食材料費

・これを前提として、月22日通った場合には、約5千円の実費負担となる。

注)実際の実費のコストは、個々の施設によって異なる。

約230円/日(約5千円/月)

# (参考) 支出の実態 (一般家計、グループホーム、入所施設)

障害基礎年金2級  
月額6.6万円

障害基礎年金1級  
月額8.3万円

(全世帯平均) 一人あたり9.4万円 <家計調査>

食費 (外食を含む) 2.2万円	居住費 1.3万円	その他生活費※ 6.9万円
---------------------	--------------	------------------

(年収200万円未満の世帯平均) 一人あたり5.0万円 <家計調査>

食費 (外食を含む) 1.6万円	居住費 1.2万円	その他生活費※ 2.1万円	1.6万円
---------------------	--------------	------------------	-------

(グループホームの費用負担の状況) (知的障害者) 一人あたり5.2万円 (食費、居住費のみ)

食費 全平均2.4万円	居住費 全平均2.8万円	その他
----------------	-----------------	-----

(入所施設の費用負担の状況) (身体障害者) 一人あたり1.9万円 (基礎年金2級の場合)

応能負担 1.9万円 (食費、居住費、サービス費)	その他 4.7万円
---------------------------------	--------------

(入所施設の費用負担の状況) (身体障害者) 一人あたり3.4万円 (基礎年金1級の場合)

応能負担 3.4万円 (食費、居住費、サービス費)	その他 4.9万円
---------------------------------	--------------

※ その他生活費は、被服・履物、家具・家事用品、保健医療、交通・通信、教育、教育娯楽費、その他支出である

## 平均的な利用者負担の例（在宅）

### モデル1：在宅でホームヘルプを利用する障害児・者

		身体障害	知的障害	精神障害	障害児
月平均利用額		8.4万円	3.0万円	2.4万円	3.9万円
利用者負担	生活保護	0円	0円	0円	0円
	その他	8.4千円	3.0千円	2.4千円	3.9千円
平均負担率	改正後	5.9%	8.7%	7.3%	8.9%
	改正前	1.1%	0.8%	1.6%	3.8%

#### <具体例>

- 収入10万円（年金1級 8.3万円、その他1.7万円）→ 低所得者2に該当
- 日常生活支援 200時間 移動介護 20時間を利用している場合

現行制度 → 新制度 → 減免措置

0円	24,600円（低所得者Ⅱの上限額） ※定率1割負担は4万5千円だが、負担上限により、24,600円となる。	定率負担を減額しなければ生活保護の対象となる場合は生活保護を受ける必要がなくなる水準まで減免
----	---	--

### モデル2：家族と同居して、通所施設に通いながら、ホームヘルプを利用する知的障害者

知的通所施設：月14.9万円（食費除く）／22日通所、ホームヘルプ 3.0万円／月

	食費（通所）	定率負担	合計
生活保護	0.50万円（約230円×22日）※	0	0.5万円
低所得1	0.50万円（約230円×22日）※	1.5万円	2.0万円
低所得2	0.50万円（約230円×22日）※	1.8万円	2.3万円
一般	1.43万円（約650円×22日）	1.8万円	3.23万円

※ 3年間の経過措置（予算上の数値を用いて計算しており、実際には施設ごとに異なる）

## 平均的な利用者負担の例（グループホーム/通所施設）

モデル3:グループホームで生活しつつ通所施設に通う知的障害者(グループホーム利用者の約2割)  
 グループホーム:月6.6万円、知的通所施設:月14.9万円(食費除く)/22日通所

	食費(通所)	定率負担	費用負担増
生活保護	0.5万円(約230円×22日) ※1	0	0.5万円
低所得1		1.5万円 (個別減免により0円まで減免)	0.5万円~2.0万円
低所得2		2.15万円 (個別減免により0円まで減免)	0.5万円~2.65万円
一般	1.43万円(約650円×22日)	2.15万円	1.43万円+2.15万円 = 3.58万円

※1 3年間の経過措置(予算上の数値を用いて計算しており、実際には施設ごとに異なる)

※2 グループホームの食費、居住費は従来から全額実費負担となっている。

## 平均的な利用者負担の例（施設）

### モデル4：入所施設に入所する障害者

○ 障害者の収入が障害基礎年金 2 級のみの場合（低所得者 1）

	現行	改正後		
		定率負担	食費・居住費※2	合計
身体障害者療 護施設	19,100円※1	0円 (個別減免※3)	41,000円 (補足給付17,000円)	41,000円
知的障害者更 生施設	39,800円※1	0円 (個別減免※3)	41,000円 (補足給付17,000円)	41,000円

※1 支援費制度における利用者負担については、知的障害者では日常生活品費を給付の対象としていることから、身体障害者と異なり、日常生活品費を控除せず収入認定するため、同じ収入でも身体障害者の施設と知的障害者の施設では利用者負担額が異なる。

※2 食費を48,000円/月、光熱水費を10,000円/月とした場合

※3 預貯金が一定額以下の場合